

●はじめに

町が行政サービスなどを行うためのお金の収支を財政といい、収入を歳入、支出を歳出と呼びます。その歳入には、みなさんが町に納める町税があります。この町税のうち固定資産税の構成比は約42%を占め、町民税（約50%）とともに福祉、防災、ゴミ収集等基礎的な行政サービスを提供する町の財政を支える基幹税目として、重要な役割を果たしています。

この固定資産税（土地、家屋、償却資産）について今月から8回に分けて、わかりやすくお知らせしていきます。



Q 固定資産税とは？
A 固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」）に、土地、家屋、償却資産（総称「固定資産」）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

(1)固定資産税を納める人（納税義務者）

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人（相続人など）が納税義務者となります。

(2)固定資産税の納期限

期別	納期限	期別	納期限
第1期	4月1日から同月30日まで	第3期	12月1日から同月25日まで
第2期	7月1日から同月31日まで	第4期	翌年2月1日から同月末日まで



Q 固定資産税の評価額は毎年替わるのかな？
A 原則、土地と家屋の価格は3年間据え置きですが…固定資産税の土地と家屋の評価額は3年に一度評価替えが行われ、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則です。しかし、土地の価格については第2年度、第3年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当ではないときは、価格の修正を行います。また、償却資産は申告に基づき毎年評価し、その価格を決定します。



Q 税額の計算はどうなっているのかな？
A 課税標準額×税率（1.4%）＝税額となります。課税標準額は原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円

★次回は、家屋に対する課税についてお知らせします。

（税務課）

都市再生整備計画 「熊野団地地区」について



熊野町では、「熊野団地地区」を整備する計画を作成し、平成26年度から3カ年の計画で、熊野団地の住環境の保全を図り、利便性の高いまちづくりを進めていきます。

都市再生整備計画事業とは

地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

熊野団地地区・主な実施事業

